取り

組むような統治構造の改善

(Good Governance)

が強調されてい

る。

開発途上国が主体的に貧困

減

開

発援助

の貧困削減に対する有効性を高めるために、

第15章 客籠

政

策改革努力の

促進に供与すべきである、と述べてい

0)

ようにして、

開

発援

助の前

提として、

政府

が企業や市民

この信託

頼を得られ

るように、

る。

が重視され、

ガ

バ

ナンスを統計指標で評価

制

度や組織を整備すること(ガバナンスの改善)

第 15 章 客観: 的 なデータ、 主観的 な判断 ガ バ ナンス指標

●「ガバナンス」への期待と関心

援助は 絞 を実行して って資金援 たとえば世界銀行は、 援助 ょ ĺ V ľλ ょ 政策環境のもとで有効に作用するので、 助 る V 低所 政 は (策が実行されている環境のもとでなら有効であること、 効 得 果的におこなうべきで、 国に向けるべきである、 『有効な援助』(原題Assessing Aid)という一九九八年の報告書 政策改革支援援 という立場を示した。この報告書は、 健全な経済運営をして 助は 開 発途 上国 V 援 る低 0 助 政 ĺ 府自 所 ょ 得 V) あ |身の 資 なか 国に 政 金

●ガバナンス指標の種類

タによるものと、専門家などの主観的な判断によるものがある。 こなわれているか」「女性やマイノリティが議会に参加しているか」といった客観的なデ るか、法の支配、腐敗の取り締まりなどである。ガバナンス指標には「定期的に選挙がお 政治の安定性、政府がどのくらい有能であるか、 ガバナンス指標の対象は、市民の発言機会とそれに対する説明責任(voice and accountability)、 規制がどのくらい企業の負担になってい

Foundation)やトランスペアレンシー・インターナショナル(Transparency International)といっ 由(free)」「ある程度自由(partly free)」「自由ではない(not free)」)したものである。 ク)

によるサーベイである。これは、 D・Cを本部として、一九四一年に世界の民主的自由を促進・保護する目的で設立されたシンクタン つ重要なのが、 主観的判断を使ったもののひとつは、フリーダム・ハウス(Freedom House――ワシントン 制度の質や経済的自由、腐敗などの指標である。 政治的権利や市民的権利の保障の程度を段階評価 ヘリテッジ財団 もうひと 白自

ガ

バ

ナンス指標

の前史として重要なのは、

力

ントリー

-リス

クの

指標、

および

人権

保

障

0

た N Performance Survey: BEEPS) G ・シンクタンクの が有名で、 指標や、 世界 点数評価されて 銀行 0 調 査 ľλ (Business Environment and Enterprise る。

●ガバナンス指標の歴

吏

指標であ 力 ン 1 IJ ĺ ij スクは、 海外直接投資によって開発途上国に進出 [した企業が 収 甪 没収

る要因として、 などによって企業活動が規制されてしまう危険である。そして、 国有化などによって収奪される危険、 政治的不安定性などが指標化されるようになった。 あ る V) は 利 潤 0 海外送金 0 このような危険を左右 規制 や差別 的な重 V 課 す 税

フマ 動をおこなうほ また、 ナの 仕 政治的 事も ある。 か、 自由 ア P ムネスティ・インターナショナルで調査活動に従事したチ これは、 人権の評 世界各国の 価 格付けでは、 人権状況を網羅したものとして一九八五年 フリーダム・ハウスが一 九七七年 Ŧ 1 か ル か 5 ズ

公刊されてい

る

『世界人権ハンドブック』となっている。

b

活

表1は経済成長の著しいBRICs諸国に関する世界銀行の ガバナンス指標にはさまざまな側面があるので、いくつかの例を紹介してみたい。 『投資環境調査』 (World Bank's

BRICs諸国に関するフリーダム・ハウスによる市民的自由や政治的権利の保障に関する 規制や腐敗が企業活動の障害になっているかどうかを調査したものもある。また表2は 三カ国以上に対しておこなわれているもので、そのなかには企業の経営者にとって行政の Investment Climate Survey of Firms) の指標をみたものである。この調査は二〇〇一年から五

調査結果を示したものである。

ひとつの側面を示している点で有用である。 体の有能さそのものの評価になるのか)という問題である。しかし、このような指標は社会の タの整合性 可能性 断によるものがあるので、それらを総合することには難しい問題がある。 ただ、ガバナンス指標には多くの構成要素があるうえに、客観的なデータと専門家 (社会経済的文脈の異なる移行経済諸国の評点とアジア諸国の評点を比較できるのか)、 (ある企業が役人たちから圧力を感じていたり、 通関手続きの待ち時間はその国の たとえば、 比較 の判

第15章 客観的なデータ、主観的な判断 ― ガバナンス指標

国名	調査年	標本規模	政策や規制の予測がつかな いことが事業の主要または 深刻な障害だとの回答比率	腐敗が事業の主要 または深刻な障害 だとの回答比率
ロシア	2002	506	31.5	13.7
ブラジル	2003	1,642	75.9	67.2
中国	2002/3	3,948	32.9	27.3
インド	2003	1 827	20.9	37 4

表 1 BRICs 投資環境調査(世界銀行)

- (注) インドの調査の一部は2000年におこなわれている。企業の経営者にインタビューをおこなって、行政の規制や腐敗などが企業経営にとって「障害ではない」(no obstacle')、「いくらか障害である」(minor obstacle')、「ある程度は障害である」(moderate obstacle')、「主要な障害である」(major obstacle')、「きわめて深刻な障害である」(very severe obstacle') の5段階評価を行ったものである。
- (出所) World Bank (2004) World Development Report 2005: A Better Investment Climate for Everyone, Oxford University Press, pp.246-247の統計資料から筆者作成。

表 2 BRICs における市民的自由と政治的権利 (フリーダム・ハウス)

国名	市民的自由(2000年)	政治的権利(2000年)
ロシア	5	5
ブラジル	3	3
中国	6	7
インド	3	2

- (注) フリーダム・ハウスによる市民的自由や政治的権利の保障の評価で、専門家による評点を平均して、1から2.5は「自由」、3から5は「ある程度は自由」、6から7は「自由ではない」という基準で評価したもの。基準値の間にある評点(たとえば5.5)が得られた場合には、もとになったデータをさらに吟味して、上記の3つに分類している。
- (出所) UNDP (2002) Human Development Report 2002:

 Deepening Democracy in a Fragmented World, New York: Oxford University Press.

●ガバナンス改革の方法

求にともなう行政組織の肥大化を抑制し、民営化によって効率改善を図ることである。第 二は、人事面での成果に応じた待遇によって、公務員にインセンティヴを与えることであ 開発途上国のガバナンス改革にはさまざまな方法がある。第一は、行政官の自己利益追

る。そのほか、分権化も有力な手段である。

《参考文献》

Annex 6を参照した。カントリーリスク指標は井上久志(一九八五)『カントリーリスクの研究 Oxford University Press(竹澤千恵子訳『世界人権ハンドブック』明石書店一九九四年)。指標作り 理論と実証と評価モデル』東洋経済新報社が詳しい。ガバナンス改革は城山英明(二〇〇七)『国際 の問題点は Vinod Thomas et al. (2000) The Quality of Growth, Oxford University Press, Chapter 6 〇〇〇年)。フマナの仕事は Humana, Charles (1992) World Human Rights Guide, 3rd. ed. Oxford: Bank(小浜裕久・冨田陽子訳『有効な援助――ファンジビリティと援助政策』東洋経済新報社、二 有斐閣、一六六—一九九ページ。世界銀行の開発援助論は World Bank (1998) Assessing Aid, World ガバナンス指標の有用な解説は白井早由里(二〇〇五)『マクロ開発経済学――対外援助の新潮流』

『アジ研ワールド・トレンド』No.179 (2010.8)